

## 出産育児一時金の増額について

## ○入間市国民健康保険条例の一部を改正する条例

健康保険法施行令の一部改正(令和 5 年 2 月 1 日に公布、4 月 1 日施行)されたことに伴い、入間市国民健康保険条例の一部改正について、令和 5 年第 1 回入間市議会(3月議会)において承認をいただき、令和 5 年4月1日から施行したものです。

## 〔 改正内容 〕(第6条関係)

## 出産育児一時金の増額

少子化対策として安心できる出産環境整備のために実施されている施策により、子育て世代の負担軽減を目的とし、出産育児一時金の額について、次のとおり改正しました。

支給項目	改正後	改正前
出産育児一時金	<u>488,000 円</u>	408,000 円
※産科医療保障制度掛金分	12,000 円	12,000 円
合 計	<u>500,000 円</u>	420,000 円

## ※産科医療保障制度

産科医療補償制度とは、通常妊娠・分娩にもかかわらず重度脳性麻痺になった児童と家族に1件当たり 3,000 万円を補償する制度で、分娩(医療)機関が加入する。

## 入間市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>488,000円</u>を支給する。この場合において、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、これに12,000円を加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。この場合において、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、これに12,000円を加算するものとする。</p> <p>2 略</p>